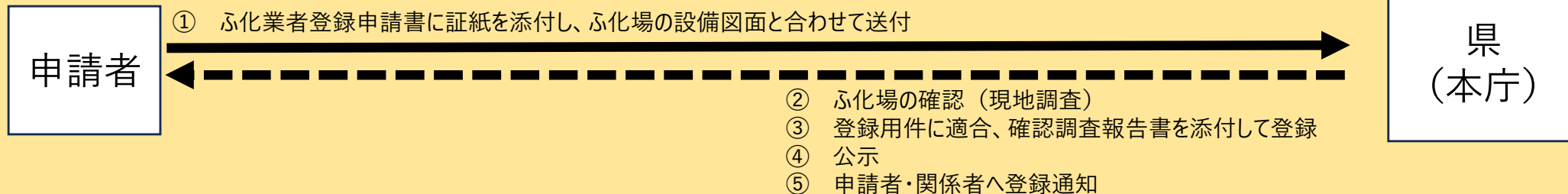


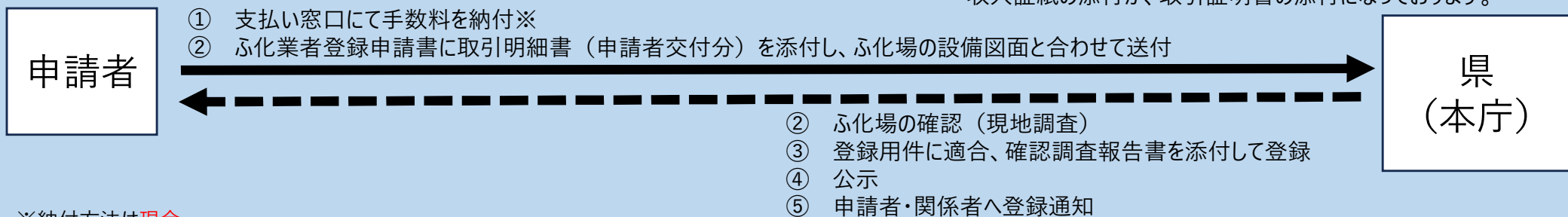
ふ化業者登録申請手数料について

1. 収入証紙により支払う場合（～令和9年3月末日まで）



2. 窓口納付（現金収納）の場合

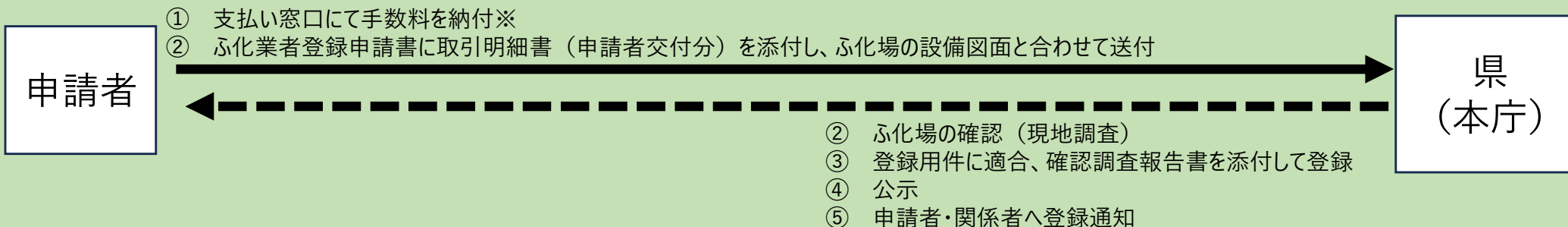
1の方法から大きな変更はなく、収入証紙の添付が、取引証明書の添付になっております。



※納付方法は現金。

納付窓口は、「【別添1】キャッシュレス決済対応端末の設置場所一覧」のうち「支払方法」の「現金収納」に○がついている所属。
※事前に印刷した「【別添2】QRコード一覧（畜産振興課、家防防疫対策課）」のうち、「ふ化業者登録申請手数料」のQRコードを、納付窓口に提示。端末でQRコードを読込→支払い。

3. 窓口納付（キャッシュレス端末）の場合



※納付方法はクレジットカード、スマホ決済、電子マネー。

納付窓口は、「【別添1】キャッシュレス決済対応端末の設置場所一覧」のうち「支払方法」の「キャッシュレス」に○がついている所属。
※事前に印刷した「【別添2】QRコード一覧（畜産振興課、家防防疫対策課）」のうち、「ふ化業者登録申請手数料」のQRコードを、納付窓口に提示。端末でQRコードを読込→支払い。

【担当】畜産振興課中小家畜係
TEL：099-286-3229